

第 2 章 視覚障害

第 1 総括的解説

- 1 視力の屈折異常がある者については、眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、矯正後の視力によって判定する。
- 2 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。
- 3 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には I / 2 の視標を用い、周辺視野の測定には I / 4 の視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。

第 2 障害程度等級表解説

1 視力障害

- (1) 等級表中「両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味でなく、両眼の視力を別々に測った数値の和のことである。
これを図解すれば次の表のとおりである。

0.1												0.2 5					
0.09											0.18 5	0.19 5					
0.08									0.16 5	0.17 5	0.18 5						
0.07								0.14 5	0.15 5	0.16 5	0.17 5						
0.06							0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5	0.16 5						
0.05					0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5							
0.04				0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5	0.14 5							
0.03			0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5							
0.02		0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.22 6	0.32 6	0.42 6	0.52 6	0.62 6		
0.01	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.21 6	0.31 6	0.41 6	0.51 6	0.61 6		
0	0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.2 5	0.3 6	0.4 6	0.5 6	0.6 6	
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	

すなわち横軸及び縦軸に両眼の視力をとれば上段は視力の和、下段は等級を示す。

例えば一眼の視力 0.04、他眼の視力 0.08 ならばその和は 0.12 となり 4 級となる。

- (2) 視力 0.01 にみえないものの内、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指数を弁ずるもの (50 cm 以下) は 0.01 として計算する。

例えば一眼明暗、他眼 0.04 のものは、視力の和は 0.04 となり 2 級となる。

- (3) 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う。

例えば両眼とも視力が 0.6 で眼筋麻痺により複視の起こっているものは一眼の視力を 0 とみなし 6 級となる。

2 視野障害

- (1) 「両眼の視野が 10 度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ 10 度以内のものを含む。

- (2) 視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上 60 度、下 70 度、上外 75 度、外下 80 度、外 95 度であり、合計 560 度になる。

- (3) 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に 8 方向の視野の角度を測定し、その合算した数値を 560 で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す (各計算における百分率の小数点以下は四捨五入とし、整数で表す。) 。

$$\frac{(3 \times \text{損失率の低い方の眼の損失率} + \text{損失率の高い方の眼の損失率})}{4}$$

- (4) 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。したがって両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では、該当しない場合もある。

この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。

第3 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害とに区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて、障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)」について

ア 「障害名」について

障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。(視力障害、両眼失明、視野狭窄、視野欠損等)

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

視覚障害の原因となつたいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。(糖尿病性網膜症、緑内障性視神経萎縮、ベーチェット病等) 傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

通常のカルテに記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。

現症については、「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じ摘記する。

エ 「総合所見」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

オ 「視覚障害の状況及び所見」について

(ア) 視力の測定は、万国式試視力表又はこれと同一の原理に基づく試視力表により、標準照度を400~800ルクスとし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。

(イ) 屈折異常のある者については、矯正視力を測定するが、この場合最も適正に常用しうる矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力によるもので、眼内レンズの装着者についても、これを装着した状態で行う。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正に耐えざるものは裸眼視力による。

- (ウ) 視野の測定には、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、求心性視野狭窄等による中心視野の測定にはI / 2の視標を用い、周辺視野の測定にはI / 4を用いる。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。
- (エ) 現症については、外眼、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

2 障害程度の認定について

- (1) 視覚障害は視力障害と視野障害とに区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定することが可能である。
- (2) 視力については、光覚すなわち明暗の感覚の判らないものが眼科学的には視力0であるが、身体障害認定基準においては、明暗の感覚だけが判るもの(明暗弁)、目の前に差し出した手の動きが判る程度のもの(手動弁)までを含めて視力0とし、目の前50 cm以内のところでは指の数が判るもの(指数弁)は0.01として取り扱うこととする。
- (3) 視力の測定は矯正視力によることとされているが、眼科的に最も適正な常用しうる矯正眼鏡(コンタクトレンズ、眼内レンズを含む。)をもって測定されているかどうかの確認を行う必要がある。

なお、矯正不能の場合や両眼視の困難な複視の場合には、障害認定上の十分な配慮が必要である。
- (4) 視野障害の状態には周辺からほぼ均等に狭くなるもの(求心性狭窄)、ある部分だけが欠損して見えないもの(不規則性狭窄)、左右眼の視野の半分に欠損が現れるもの(半盲性 同側半盲、交叉半盲)等があるが、視能率を測定・記載するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれI / 2の視標で10度以内の場合である。この場合、輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれI / 2の視標で10度以内のものも含むこととする。
- (5) 求心性視野狭窄において、視力の測定は可能であっても、指定されたI / 2の視標では視野が測定できない場合があるが、この場合は、視能率による損失率100%として取り扱う。
- (6) 乳幼児の視覚障害の認定時期については、事例にもよるが、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満3歳時以降と考えられるので、その時期

に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発脳波（VEP）、選択視（PL法）にて推定可能なものは、3歳以下で認定しても差し支えない。

なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の要否等について明確に記載する必要がある。